

平成 2 8 年 4 月

## 第 68 期導入修習の評価について（民事裁判）

民事裁判教官室

## 1 導入修習の内容とその目的

民事訴訟実務において基本となる要件事実の考え方とこれに基づく主張整理能力及びそれを支える実体法・手続法に関する知識，さらには，主張整理を前提に，積極方向・消極方向の間接事実を整理し事実認定していく手法の重要性を理解させ，これらのうち，自らが不足している部分を自覚させ，司法修習生（以下「修習生」という。）の自学自修を促すとともに，分野別実務修習への円滑な移行を図ることを企図している。

## (1) 民事裁判科目関連

## ア 民事第 1 審手続の概説

〔概要〕民弁教官との共同による。「第 3 版 民事訴訟第 1 審手続の解説 別冊記録」を用い，民事訴訟手続全般について，裁判官・弁護士のそれぞれの立場から，実務的に重要な事項について，修習生との質疑応答や講義を通じて確認した。

〔目的〕手続面で不足している知識を自覚させ，主張整理から事実認定に至る訴訟手続の過程を再確認しつつ，修習生が分野別実務修習において留意すべき点を示す。

## イ 民裁即日起案の解説

〔概要〕人証調べに入る前の段階の修習記録を用いて，主として主張整理について検討・起案をさせ，その後の講評において，質疑応答や講義を行った。

〔目的〕実体法の知識や解釈，それを踏まえた要件事実に関する基礎的な知識が，具体的な事件において，どのように応用され，主張整理が行われるのかについて，具体的な修習記録を通じて体感させ，要件事実を意識した記録検討が重要であること，その際，実体法の知識が不可欠であることを自覚させる。

## ウ 民事事実認定の手法と留意点

〔概要〕「対話で考える民事事実認定—記録教材—」を用い，事前課題として，積極方向・消極方向の間接事実を挙げさせ，双方の事実を踏まえた結論とその理由を記載させたレポートを提出させ，講義では，同記録を題材とした DVD 教材の視聴や質疑応答を通じ，事実認定の基本的な知識を確認しつつ，事実認定の基本的な枠組みや手法を修得させた。

〔目的〕事実認定の基礎的な事項についての理解を再確認させ，実際の記録における事実認定の基本的な手法の一例を学修し，併せて，裁判官と修習生との議論を再現した DVD 視聴を通じ，分野別実務修習において，民事裁判における事実認定について留意すべきこと，さらに修習への積極的な取組姿勢についても理解させる。

## エ 民事総合

〔概要〕民弁教官との共同による。修習生をいくつかのグループに分け，修習記録を用いて，模擬争点整理手続を行わせ，その後，主な争点，考えられる間接事実と証拠を検討・発表させるなどし，質疑応答や講評を行った。

〔目的〕主張整理，さらに，それを前提とした間接事実と書証の整理の重要性を体感させ，争

点整理手続において注意すべき点の理解を深める。

## (2) 裁判官の役割・職務・心構え、裁判修習のガイダンス

【概要】 刑裁教官との共同による。裁判官の役割や職務を概説すると共に、導入修習で学んだ主張整理・事実認定の基礎が、裁判実務修習においてどのように活用されるかを再確認し、さらに、裁判所の組織や裁判実務修習における注意事項についてガイダンスを行った。

【目的】 実務修習における自学自修を促すと共に、実務修習への円滑な移行を図る。

## 2 分野別実務修習からみた導入修習の評価

### (1) 導入修習時の68期修習生の状況に関する教官の所感

修習生は、導入修習に真摯に取り組む姿勢を見せ、また、クラスの他の修習生との連携を深めることができた。導入修習段階では実体法や手続法の知識を応用して具体的事案を分析することに慣れておらず、事実認定についても基本的な知識等の理解にとどまっている者が多かったが、これに対し、不足している点を繰り返し指摘し、自学自修の重要性を説くことができた。これらにより、分野別実務修習における学修に向けた素地が整った。

### (2) 修習生アンケートの結果

集合修習開始時における修習生に対するアンケート（第2次アンケート）の結果によれば、民裁カリキュラムについて約6割の者が分野別実務修習にとって「役に立った」としており、「少しは役に立った」と合わせて約9割の者が肯定的に評価した。また、自己の不足に気付き自学自修を促すという点については、第2次アンケートの結果によれば、民事実体法の知識・民事訴訟法の知識・要件事実の考え方については約7割、事実認定の知識については8割以上の者が導入修習を通じて知識・能力の不足を感じ、そのうちの6割から7割の者が分野別実務修習中に自学自修に取り組んだ。

### (3) 実務庁の指導官の所感等

67期までの修習生と比べて、記録の読み方や裁判官との意見交換の仕方など民裁実務修習でどのようなことをするのかのイメージを持っており、分野別実務修習当初から、円滑かつ積極的に修習に臨む者が増加した。また、主張整理の必要性やその要領を理解し、一定の自学自修をした上で臨んでおり、事実認定の基本的枠組みを踏まえ、積極消極双方の事実配慮する起案が増加した。

## 3 集合修習以降からみた導入修習の評価

相当数の修習生が、問題意識を持って分野別実務修習に臨んでいたこと、分野別実務修習中に教官が実務修習地に出張して実施した問題研究起案の講評や修習生との個別面談において、修習生の問題点を踏まえて指導を行ったことなどが相俟って、集合修習の段階では、要件事実の基本的理解を全く欠く起案は相当程度少なくなり、また、事実認定についても動かし難い事実に着目し、認定すべき事実積極方向、消極方向それぞれに働く間接事実の双方に配慮し、事実認定を行う起案が増加した。

また、集合修習に対する取組姿勢も、導入修習が実施される前の期である67期と比べて、積極的主体的に臨んだ者が多くなる等の改善が見られた。実務修習における指導等によると

ころも大きいと思われるが、導入修習の実施により円滑に分野別実務修習に移行することができ、これに加えて、司法研修所で行う修習の重要性を認識し、修習生相互の連携が深まったことや、相当数の修習生が、問題意識を持って分野別実務修習に臨んでいたことなど、導入修習実施の影響もあったと思われる。

#### 4 68期導入修習の総括と今後の導入修習について

##### (1) 導入修習のカリキュラムについて（総括）

上記2及び3で検討したように、導入修習の開始を一つの要因として、導入修習の二つの目的について一定の成果が認められ、その結果、司法修習の中核である分野別実務修習が従前よりも効果的に実施されるようになったと評価できる。第2次アンケートによっても、分野別実務修習に円滑に移行するために必要な事項は、ほぼカバーされていると見られる。なお、導入修習の期間が現状の規模であれば、分野別実務修習に格別の支障は生じていない。

##### (2) 個別カリキュラムにおける課題とその対策

69期導入修習において、「民事第1審手続の概説（講義）」では、内容にメリハリをつけて、法科大学院では経験していない争点整理手続に主眼を置き、「民事総合」における模擬争点整理につながるようにするなど、科目相互間の連携を意識した修正を行い、また、「裁判官の役割・職務、裁判修習のガイダンス」では、裁判実務修習の動機付けを行い、裁判実務修習に当たっての具体的な注意点を確認するなど、より一層円滑な裁判実務修習への移行を意識した修正を行った。

##### (3) 今後の課題

導入修習を更に十全なものとするためには、修習生がより主体的積極的に導入修習のカリキュラムに取り組むことが必要であり、そのための方策として、修習生に導入修習のイメージを事前により分かりやすく伝わるよう工夫し、また、導入修習開始前の自学自修をサポートする教材を作成することなどにより、導入修習開始前の事前学修の充実を図ることが考えられる。

また、個別カリキュラムの内容について、69期における見直しの効果等を踏まえて、検討を継続していくことが必要である。

さらに、導入修習における修習生各自の気づきに対し、自学自修を促すなど実務庁がどのように対応していくべきかという観点にも、今後、配慮していくことが必要である。

なお、導入修習及びそれに続く分野別実務修習をより充実したものとするためには、司法研修所と法科大学院との連携の取組を深めていくことも必要である。

以 上